サカエパーキング駐車場利用約款

サカエパーキング（以下「当駐車場」という。）を利用する際は、当駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は以下の規定を承認のうえ、利用するものとする。ただし、当駐車場内に他の規定が掲出されている場合は、その規定を遵守すること。

1. 短期間駐車のための「場所」の提供

当駐車場は短期間駐車のための「場所」を有償（当駐車場内掲示の料金）で提供するものであり、当駐車場において車両を保管・管理するものではない。また、当駐車場は自動車の駐車以外の用途には使用できない。

2. 免責

当駐車場は、以下の各号の場合も含めて当駐車場の故意または過失による場合を除き、利用者または第三者に生じた損害等について一切の責任を負わない。

(1) 当駐車場内における車両またはその積載物の盗難・紛失

(2) 他の利用者その他の第三者の行為または当駐車場内に存在する車両、附属物もしくは積載物に起因して発生した損害

(3) 本約款に違反したことに起因して発生した車両、その附属物またはその積載物の破損その他の損害

(4) 利用者の判断により無理に入出庫したことに起因する車両、その附属物またはその積載物の破損

(5) 出庫に際しての待ち時間に関連し、または付随する損害

(6) 利用者の操作ミスその他利用者の責に帰すべき事由により精算を行った場合の損害

(7) 工事・催事等で交通規制があり、車両の入出庫が制限されることにより発生した損害

(8) 天災地変、自然災害（地震・落雷・台風・洪水・降雪）、戦乱、暴動、火災その他の不可抗力、不正駐車による出庫妨害、その他の第三者の行為、電力事情の変動等に起因して発生した損害

(9) 本約款「3. 営業時間」(2)に記載の営業休止の措置を行ったときの利用者の損害

3. 営業時間

(1) 当駐車場の営業は、終日営業とする。ただし、都合により営業時間を変更することがある。

(2) 当駐車場は以下の場合に駐車場の全部または一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車両の通行止め、駐車した車両の退避等を行うことがある。

① 天災地変による災害、火災、洪水、爆発、器物等の損壊、その他の理由により建物、そのほか、これらに準ずる事故が発生し、または発生のおそれがあると認められる場合

② 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

③ 工事または清掃、消毒を行うため必要と認められる場合

④ その他必要と認められる場合

4. 駐車車両の制限

⑴ 駐車することができる車両のサイズは、以下の条件を満たす車両に限る。ただし、当駐車場内に他の規定が掲出されている場合は、その規定を遵守すること。なお、車両のサイズ等に係る規定の適用に際しては、乗員を除き、車両の附属物および積載物等を含めて判断するものとする。

＜駐車できる車両＞

積載物または取付物を含めて長さ5．00メートル、幅2．00メートル、高さ2．2メートル及び重量2．5トンを越えないものに限る。

⑵ ⑴に定められた規定の一部を超える車両を駐車しようとするときは、入庫前に当駐車場に申し出て、当駐車場の了承を得た場合に限り駐車できる。この場合、当駐車場は駐車位置を指定するときがある。

⑶ ⑴に該当する車両でも、以下に該当する車両は駐車することができない。

① 車高調整機能および可動式サイドステップ等を有し、車高等が変化する車

② エアロパーツまたは改造パーツ装着車等、駐車場機器、資材および施設等との接触により駐車場機器の動作障害または車両の破損等を起こすおそれがある車両

③ 無登録車・車検切れ・故障車等、一般道路を走行することが禁じられている車両

④ 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両

⑤ 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両

⑥ 仮登録中の車両等、車両の所有者の特定が困難な車両

⑦ 盗難車や違法改造車、自力走行できない車両

⑧ 危険物、有害汚染物質、悪臭発生、液汁漏出その他安全または衛生を害するおそれのある物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両

⑨ 自動二輪車（側車付含む）・三輪自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車（建設用特殊車両等）

5. 駐車時間

駐車時間は入庫から最長 48 時間以内までとする。継続して 48 時間を超えて駐車できない。

6. 駐車方法

(1) 利用者は入場時に発券機で駐車券を取ってから入庫する。なお、駐車券の紛失・取り忘れの場合、利用者が申告した入庫時間またはカメラにより確認した入庫時間からの規定料金（以下、紛失時料金）を出庫時に徴収するものとする。後日駐車券が発見された場合は、徴収した紛失時料金と駐車料金との差額を返金するものとするので、当駐車場へ連絡すること。（返金には駐車券および紛失時料金を支払った際の領収書が必要になる。また、振込による返金を希望する場合は、振込手数料は利用者負担となる。）

(2) 当駐車場内での駐車位置は指定しないが、「軽」と表示してある駐車位置は軽自動車専用とし、軽自動車以外の車両は駐車しないこと。

(3) 利用者は、バックで駐車し、車両およびその附属物が全て車室枠線内に収まるよう車室中央に駐車すること。車室枠線内以外の場所に駐車しないこと。

(4) 利用者は、車室内に車止めが設置されている場合、車室後方の安全確認を行ったうえで車止めにタイヤが当たる位置を目安に駐車すること。

(5) 利用者は駐車後、パーキングブレーキをかけ、すぐにエンジンを切ること。

7. 利用上の注意

(1) 歩行者優先の原則を守ること。

(2) 当駐車場内を走行する際は時速 8km 以下で徐行すること。また、他の車両・歩行者に十分注意すること。

(3) 駐車位置を離れる車両または駐車位置に入庫しようとする車両の運行を優先すること。

(4) 追い越しをしないこと。

(5) 警笛をみだりに使用することなく、静かに運転すること。

(6) 標識、注意事項の表示、または係員の指示に従うこと。

(7) スロープ、坂路、カーブ等においては十分減速し、車間距離を確保して走行すること。

(8) 停電のときなどは、自車のヘッドランプを点灯するなどして、相互の安全確保に心掛けること。

(9) ゲート出入口の通過中に車両の切り返しや車両の後進を行わないこと。ゲートバーが下降することによる車体損傷等の原因となる。

(10) カラーコーンまたはテープ類で封鎖している車室には駐車しないこと。

(11) 駐車場機器・資材（看板・車止め等）付近を歩行する場合は大変危険ですので十分注意すること。

(12) 駐車券・定期券・サービス券は、破損・曲がり・濡れ等のないよう取り扱いに十分注意すること。また、磁石や磁気を帯びた機器等に近づけると出庫できなくなるおそれがある。

(13) 危険物は持ち込まないこと。

(14) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、扉およびトランクに施錠して盗難に備えること。貴重品は車内に置かないこと。また、車両内外に危険物を置かないこと。

(15) 無断駐車、長期放置はしないこと。

(16) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物、積載物に損害を与えたときは、または人身事故、その他の事故が発生したときは、直ちに係員に届け出ること。

(17) その他、当駐車場の業務または他の利用者の妨げになる行為をしないこと。

8. 車両同士の事故

当駐車場において発生した車両相互の接触事故、車両のドア開閉による損傷その他車両間の事故については、当事者間で解決するものとし、当駐車場は故意または過失がある場合を除き責任を負わない。

9. 駐車料金

(1) 当駐車場内に掲出した料金により、駐車時間に応じた駐車料金を支払う。

(2) 駐車料金は後払いとなる。出庫の際に支払う。

(3) 駐車料金は当駐車場内の精算機にて支払う。なお、1万円・5千円・2千円などの高額紙幣での支払いや、駐車場機器のトラブル等により希望する精算方法での支払いができない場合があるので、あらかじめ千円紙幣または硬貨を用意すること。

(4) 駐車時間は当駐車場への入場時に駐車券を発券した時刻から精算した時刻までとする。（駐車時間は駐車場機器内の時計に基づき算定される。）出口精算機に駐車券を挿入し、表示された駐車料金を支払う。

10. 定期駐車

(1) 定期駐車契約を希望する場合には、事前に定期駐車申込書を当駐車場に提出し、当駐車場はこの申込のあった時点での定期駐車契約総台数を勘案して、締結の諾否を決定する。

(2) 定期駐車契約者は、当駐車場を利用するにあたっては、本約款ならびに定期駐車申込書に定めた各条項を遵守すること。なお、定期駐車契約の場合には、本約款「5. 駐車時間」については適用されない。

(3) 定期カードは絶対になくさないこと。万一、再発行が必要となる時には、当駐車場規定の手数料を支払うこと。

(4) 前項に定めた各項に違反する行為があった場合には、当駐車場は催告その他なんらの手続きを要しないで、直ちにこの契約を解除することができる。

11. 当駐車場内の禁止行為等

当駐車場内およびその付近において、以下の各号のいずれかに該当する行為を禁止する。

(1) 飲酒運転(薬物使用等を含む)

(2) アイドリング・空ぶかし、大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、大きな声での会話

(3) 車両の洗浄、車両内での宿泊

(4) 火気使用・喫煙

(5) スロープの歩行

(6) ゴミ(吸殻・空き缶・弁当あき箱・雑誌等)の放置または不法投棄、立小便等不衛生な行為

(7) 物品販売等の商行為及び演説、宣伝、募金、署名運動その他、公安を害する行為

(8) 機械室、電気室、倉庫等立ち入り禁止エリアへの進入

(9) 発券機または精算機以外の駐車場機器・資材・施設類に許可なく手を触れたりこれらを破損させたりする行為

12. 不正駐車

(1)利用者が以下の各号のいずれかの行為を行った場合は、不正駐車とする。

① 本約款「4. 駐車車両の制限」に違反した車両の駐車

② 車室枠線からはみ出た(車室をまたいだ)駐車

③ 車路への駐車

④ 駐車料金の精算を完了せずに出庫し、または出庫しようとした場合

⑤ その他、当駐車場が不正な駐車方法と認めた場合

(2) 不正駐車を発見した場合、当駐車場は、利用者または車両の自動車検査証に記載された所有者および使用者等に対して直接通知または車両へ掲示する方法により通知したうえで、正規駐車料金の他に実損額に応じた損害賠償金を請求する。また、警察へ通報する場合がある。

(3) (2)において、当駐車場は他の利用者の利用の妨げになる場合や安全上問題があると判断した場合は、当駐車場または車両へ掲示する方法により予告したうえで、施設管理権に基づき、車両を他の場所にレッカー移動する場合がある。

13. 放置車両の取り扱い

(1) 利用者が当駐車場へ事前連絡することなく 7 日間を超えて車両を駐車した場合、当駐車場は当該車両を放置車両とし、当該利用者に対して、当駐車場内または車両へ掲示する方法により、当駐車場が指定する日までに車両を引取ることを請求することができるものとする。（以下、「車両引取り請求」という。）ただし、当駐車場の閉鎖等やむを得ない事情の場合については、当駐車場内にその旨の掲示物を掲げることにより、7 日間以内の駐車であっても車両引取り請求ができるものとする。

(2) 当駐車場が車両引取り請求を行った場合において、利用者が車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき、または当駐車場の過失なくして利用者を特定できないときは、当駐車場は車両の自動車検査証に記載された所有者および使用者（以下、「所有者等」という。）に対して通知し、または当駐車場内に掲示する方法により、当駐車場が指定する日までに車両を引取ることを請求することができるものとする。この場合、利用者は、車両の所有者等への引渡時に、車両の引渡に関し、当駐車場に対して異議を申し立てないものとする。

(3) 車両引取り請求を書面により行ったにもかかわらず、当駐車場が指定する日までに車両の引取りがなされない場合は、当駐車場は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとする。

(4) 当駐車場は、車両引取り請求により指定した日を経過した後に車両に対して生じた損害について、当駐車場の故意または重過失による場合を除き責任を負わない。

(5) 当駐車場は、車両引取り請求を行った場合、利用者または車両の所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車両内を含む。)を調査することができるものとする。

(6) 当駐車場は、車両引取り請求を行った場合、または管理上支障がある場合は、当駐車場または放置車両へ掲示して予告したうえで、車両を他の場所にレッカー移動することができるものとする。

(7) 当駐車場は、引取りがなされない場合、法令に従い当該車両を売却または廃棄等の処分ができるものとする。

14. 反社会的勢力の排除

(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合、当駐車場を利用することはできない。虚偽の申告が判明した場合は、当駐車場は利用を拒否し、または利用を中止させることができるものとする。

① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、またはこれに準ずる反社会的組織の構成員もしくは関係者（以下「反社会的勢力」という）のとき。

② 利用者が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力であるとき。

(2) 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当駐車場は、何ら催告せず、利用者の駐車場の利用を停止することができ、利用者は駐車場から直ちに車両を移動させなければな

らない。この場合、当駐車場は車両等への掲出の方法等、当駐車場が適当と認める方法により、利用者に対して利用停止を通知し、車両の移動を求めることができる。

① 前項各号のいずれかの事由に該当すると当駐車場が判断したとき。
② 当駐車場を反社会的勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせたとき。
③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
④ 当駐車場その他駐車場の周辺において、暴行、傷害、脅迫、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行ったとき。
⑤ 当駐車場その他駐車場の周辺において、反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、迷惑を与えたとき。

15. 利用者の賠償責任

利用者が本約款もしくは当駐車場内に掲出された規定に違反した場合、または故意もしくは過失により駐車場機器・資材・施設等を破損させた場合は、それにより当駐車場が被った損害（当駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合の営業逸失収益を含む）を賠償するものとする。

16. 画像・映像情報の取り扱い

当駐車場は、カメラ等で当駐車場内および当駐車場周辺を撮影した画像・映像情報について、駐車場の運営管理、不正駐車の取り締まり、警察等による防犯・捜査等の目的の範囲内で利用する。また、撮影した画像・映像情報は、上記利用目的に基づいて当駐車場が必要と判断した場合および法令に基づき開示・提供する義務がある場合を除き、利用者およびその他の第三者に開示・提供をすることはない。

17. その他

本約款に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

18. 本約款の変更

当駐車場は、民法第 548 条の 4 の規定に従い本約款を変更する場合、利用者の事前の承認なしに、その変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者にあらかじめ告知することにより変更することがある。この場合の変更の効力は、当駐車場ホームページに掲載した効力発生日または適切な告知方法において明示した効力発生日より生ずるものとする。

19. 準拠法・管轄

本約款は日本法に準拠し、当駐車場に関して生じた紛争については福井地方裁判所を専属的合意管轄とする。